

「指定就労継続支援（A型） 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援（A型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 京都老人福祉協会
所 在 地	京都府京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59-60
電話番号	0 7 5－6 4 1－6 6 2 2
代表者氏名	理事長 馬場 協一郎
設立年月	昭和32年7月15日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（A型）事業所 平成26年5月1日指定
事業所の名称 （事業所番号）	【主】ワークパートナーYUI 【従】musubi (2610981587)
事業所の所在地	【主】京都府京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59-60 【従】京都府京都市伏見区深草小久保町 261 番地
連 絡 先	【主】電話番号 0 7 5－6 4 6－1 7 4 1 F A X 0 7 5－6 4 5－6 5 5 1 【従】電話番号 0 7 5－5 8 5－3 0 6 1 F A X 0 7 5－6 4 3－6 3 3 0
管 理 者	國井 幹正
サービス管理責任者	鶴 倭樺 井手 好子
サービスの実施地域	京都市伏見区
主たる対象者	・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者
定 員	25名（主 15名、従 10名）
開設年月日	平成26年5月1日（従 令和4年4月1日）

3. サービスの目的・運営方針

目 的	雇用契約等に基づく就労への機会の提供をし、通所による一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（A型）のサービス提供をします。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

- ・訓練室・作業室 主、従各1部屋
- ・相談室 主、従各1部屋
- ・洗面施設 主、従各1部屋
- ・便所 主、従各1部屋

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		その他職員	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
サービス管理責任者	2		2		
職業指導員	1	1	1		
生活支援員	3	2	1		

※（ ）内は【従】の人数。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) ・各職種の勤務体系

管理者 : 勤務時間 8 時 3 0 分～17 時 3 0 分

サービス管理責任者 : 勤務時間 8 時 3 0 分～17 時 3 0 分

職業指導員 : 勤務時間 8 時 3 0 分～17 時 3 0 分

生活支援員 : 勤務時間 8 時 3 0 分～17 時 3 0 分

（但し、早出・遅出・行事・イベント時はこのかぎりではない。）

・サービス提供日

【主】月曜日～土曜日

【従】月曜日～日曜日

・サービス提供時間

【主】8 時 3 0 分～17 時 3 0 分

【従】8 時 0 0 分～18 時 3 0 分

（但し、行事・イベント時はこのかぎりではない。）

(イ) 交通費

上限 1 万円までとする。（但し、各市町村の助成金制度に準ずる）

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。

生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①清掃業－施設内外の清掃及びメンテナンスをする事業 ②喫茶業・食品加工・菓子製造業－菓子や軽食等を製造し販売をする事業 ③商品デザイン・作成業－印刷物や小物等のデザイン及び作成する事業 ④農園業－農作物を育て、収穫し販売する事業 ⑤洗濯業－衣類等を洗濯し、配送する事業 ⑥厨房請負業－職員用の昼食等準備及び食器等を洗浄、保管する事業 ⑦接客業・調理補助業－接客及び調理補助等をする事業 ⑧対人援助補助業－介護補助をする事業 ⑨在宅業務－軽作業を主とする自宅で可能な事業 <賃金の支払> 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとする。 2 前項に定める賃金は、時給 977 円以上とする（減額特例許可申請を労働基準監督署に提出）
------	---

（２）訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	食事の提供をします。 食事時間 昼休憩時間内	400 円
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ① 日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の料金

利用者は、訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等の適応あり）の所定の利用者負担額を支払います。但し、訓練

等給付費等について、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

事業者は利用者が訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

上記「6. サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、利用翌月までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落としは毎月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

イ. 下記指定口座への振込み

京都銀行 墨染支店 普通預金 3902875
名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付及びサービス利用のご相談

○苦情担当受付窓口 国井 幹正

○受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2)

第三者委員	井上 幸夫（施設利用者家族会 元会長） 電話番号 075-601-5390 高橋 猛（地元代表（藤城）学区自治連合会長） 電話番号 090-4641-0777 田村 充子（あつこ）（地元代表（醍醐）学区社会福祉協議会役員） 電話番号 075-571-4181
-------	--

各市町村福祉窓口	京都府社会福祉協議会（運営適正委員会）		
	所在地 中京区竹屋町通烏丸東入る		
	電話番号 ０７５－２５２－２４５０		
	受付時間 午前９：００～１７：００		
	京都市深草福祉事務所障害福祉障害保健福祉課		
	所在地 伏見区深草向畑町９３－１ 深草総合庁舎内		
	電話番号 ０７５－６４２－３５７４		
	受付時間 午前９：００～１７：００		
	伏見区役所保健福祉センター 障害保健福祉課		
	所在地 京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2		
電話番号 ０７５－６１１－２３９２			
受付時間 午前９：００～１７：００			
伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 障害保健福祉課			
所在地 京都市伏見区醍醐大構町 2 8			
電話番号 ０７５－５７１－６３７２			
受付時間 午前９：００～１７：００			
各利用者の担当地区の相談窓口（交付時記入）			
所在地			
電話番号			
受付時間 午前９：００～１７：００			
各ハローワーク職業相談窓口			
第三者評価の有無	実施状況	あり	なし
	実施した直近日	年	月 日
	実施した評価機関		
	評価結果の開示状況		

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、万が一の事故発生時には、誠意をもって必要な措置を講じるとともに、損害賠償義務の履行を確保するため、損害賠償保険に加入しています。

11. 守秘義務（個人情報保護）について

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり、知り得た利用者や家族等の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

12. 身体拘束等適正化・人権擁護・虐待防止について

当事業所は、利用者の身体拘束等適正化・人権擁護・虐待防止の為に下記の対策を講じる。

① 身体拘束等適正化・人権擁護・虐待防止に関する責任者：

管理者 國井 幹正

- ② 身体拘束等適正化委員会の設置
- ③ 人権擁護・虐待防止委員会の設置
- ④ 従業者に対する身体拘束等適正化・人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

1 3. ハラスメント対策について

職場における性的または優越的関係を背景とした不適切な言動・行動により職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

1 4. 契約の終了について

当事業所は、「指定就労継続支援（A 型）事業所」利用契約書内の第 14 条に準ずる。

1 5. 利用者負担額

（別紙）利用者負担額表を参照

1 6. 附則

平成 26 年 4 月 15 日作成
平成 27 年 3 月 20 日改正
平成 28 年 3 月 1 日改正
平成 28 年 12 月 1 日改正
平成 29 年 3 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 8 月 20 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和元年 10 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 8 月 1 日改正
令和 2 年 10 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 10 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 10 月 1 日改正
令和 5 年 8 月 1 日改正
令和 5 年 10 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 6 月 1 日改正
令和 7 年 9 月 1 日改正
令和 8 年 6 月 1 日改正

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援（A型） ワークパートナーYUI
（従 musubi）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明・交付を行いました。

事業所名：ワークパートナーYUI（従 musubi）
説明者氏名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援（A型）ワークパートナーYUI（従 musubi）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意・受け取りました。

利用者

住 所：

氏 名： 印

代理人

住 所：

氏 名： 印
(続 柄：)

本書を2通作成し、利用者と事業者が各1通を保有するものとします。

(別紙) 利用者負担額表

○就労継続支援A型サービス費		
(評価点が170点以上の場合)		710 単位/日
(評価点が150点以上170点未満の場合)		656 単位/日
(評価点が130点以上150点未満の場合)		626 単位/日
(評価点が105点以上130点未満の場合)		594 単位/日
(評価点が80点以上105点未満の場合)		474 単位/日
(評価点が60点以上80点未満の場合)		373 単位/日
(評価点が60点未満の場合)		288 単位/日
○福祉専門職員配置加算 (Ⅰ)		15 単位/日
○福祉専門職員配置加算 (Ⅱ)		10 単位/日
○福祉専門職員配置加算 (Ⅲ)		6 単位/日
○初期加算 (※1)		30 単位/日
○訪問支援特別加算	一時間未満	187 単位/日
	一時間以上	280 単位/日
○食事提供体制加算		30 単位/日
○送迎加算 (Ⅰ)	(片道)	21 単位/日
○送迎加算 (Ⅱ)	(片道)	10 単位/日
○欠席時対応加算		94 単位/日
○就労移行支援体制加算 (Ⅰ)		45 単位/日
○福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		
	1ヶ月につき所定単位 (※2) ×112/1000 単位を加算	

※(1) 初期加算のみ、利用開始日から30日間のみ加算

※(2) 所定単位とは、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計

尚、各単位数変更が生じた場合、その都度別紙にてご案内いたします